

草津市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 2 5 号

草津市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

草津市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和 4 9 年草津市規則第 3 3 号）の一部を次の表のように改正する。

次の表により、改正前欄および改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第 1 条～第 1 7 条 《現行どおり》 <u>第 5 章</u> 草津市災害弔慰金等認定審査会 (審査会の組織) <u>第 1 8 条</u> 条例第 1 6 条に定める草津市災害弔慰金等認定審査会（以下「審査会」という。）の委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員の再任は、妨げないものとする。 3 審査会に会長および副会長を置き、委員の互選によってこれを選任する。 4 会長は、会務を総理する。 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。 6 会長および副会長とともに事故があるときまたは会長および副会長がともに欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。 7 審査会の庶務は、健康福祉部人とくらしのサポートセンターがこれを行う。 (審査会の会議) <u>第 1 9 条</u> 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長、副会長および前条第 6 項により指名された委員の全てが不在の場合は、市長が招集する。 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところに	第 1 条～第 1 7 条 《省略》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》

改正後	改正前
よる。 (関係人の出席等) <u>第20条</u> 審査会は、必要と認めたときは、その議事に関し専門的知識を持つ者または関係人を出席させ、説明または意見を聴くことができる。 (守秘義務) <u>第21条</u> 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (その他) <u>第22条</u> この規則に定めるもののほか審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮ってこれを定める。 <u>第6章</u> 雑則 <u>第23条</u> ≪現行どおり≫	≪改正後に新設≫ ≪改正後に新設≫ ≪改正後に新設≫ ≪改正後に新設≫ <u>第18条</u> ≪省略≫

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(令和8年3月30日揭示済み)

草津市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第26号

草津市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

草津市都市公園条例施行規則（昭和63年草津市規則第18号）の一部を次の表のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄および改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれを対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第1条～第2条 ≪現行どおり≫ (有料公園施設の使用の許可の申請期間等) 第3条 条例第8条第2項本文において準用する条例第3条第2項および第3項に規定する有料公園	第1条～第2条 ≪省略≫ (有料公園施設の使用の許可の申請期間等) 第3条 条例第8条第2項本文において準用する条例第3条第2項および第3項に規定する有料公園

改正後	改正前
施設使用許可の申請書の提出期間および草津市立プール予約システム（電子情報処理組織により、草津市立プールの予約および利用の手続等に係る事務を自動的に処理するシステムをいう。以下「プール予約システム」という。）の申請期間は、次のとおりとする。ただし、<u>第5項</u>に規定する場合その他市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。 (1) ≪現行どおり≫ (2) テニスコート 使用しようとする日の属する月の<u>2月前の月の21日</u>から7日前の日まで (3) 草津グリーンスタジアム 使用しようとする日の属する月の<u>4月前の月の21日</u>から7日前の日まで (4)～(6) ≪現行どおり≫ (7) くさつシティアリーナ 使用しようとする日の属する月の<u>4月前の月の21日</u>から7日前の日まで <u>2</u> 市長は、前項第2号、第3号および第7号の施設を使用する場合、手続を円滑に行うことを目的として、前項の申請書を優先的に提出できる者を、あらかじめ行う抽選により決定するものとする。 <u>3</u> 前項の抽選を行う場合、第1項第2号の施設を使用しようとする者は、使用しようとする日の属する月の2月前の月の1日から10日までの期間内に、第1項第3号または第7号の施設を使用しようとする者は、使用しようとする日の属する月の4月前の月の1日から10日までの期間内に、市長が別に定める方法により、抽選の申込みを行うことができるものとする。 <u>4</u> 市長は、抽選の申込みがあった月の20日までに前項の抽選結果を確定させなければならない。 <u>5</u> 条例第8条第2項ただし書の規定により、利用券もしくは駐車券を発行する場合またはコインロッカーもしくはコインシャワーに現金を投入して使用する場合は、利用券もしくは駐車券の授受または現金の投入をもつて（プール予約システムにより使用申請等の<u>手続</u>を行う場合は、当該<u>手続</u>をもつて）、同項本文において準用する条例第3条第2項および第3項の<u>手続</u>に代えるものとする。	施設使用許可の申請書の提出期間および草津市立プール予約システム（電子情報処理組織により、草津市立プールの予約および利用の手続<u>き</u>等に係る事務を自動的に処理するシステムをいう。以下「プール予約システム」という。）の申請期間は、次のとおりとする。ただし、<u>次項</u>に規定する場合その他市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。 (1) ≪省略≫ (2) テニスコート 使用しようとする日の属する月の<u>前月の市長の定める日</u>から7日前の日まで (3) 草津グリーンスタジアム 使用しようとする日の<u>3月前の日から7日前の日まで（時間単位の使用にあつては、使用しようとする日の2月前の日から7日前の日まで）</u> (4)～(6) ≪省略≫ (7) くさつシティアリーナ 使用しようとする日の<u>3月前の日から7日前の日まで（時間単位の使用にあつては、使用しようとする日の2月前の日から7日前の日まで）</u> ≪改正後に新設≫ ≪改正後に新設≫ <u>2</u> 条例第8条第2項ただし書の規定により、利用券もしくは駐車券を発行する場合またはコインロッカーもしくはコインシャワーに現金を投入して使用する場合は、利用券もしくは駐車券の授受または現金の投入をもつて（プール予約システムにより使用申請等の<u>手続き</u>を行う場合は、当該<u>手続き</u>をもつて）、同項本文において準用する条例第3条第2項および第3項の<u>手続き</u>に代えるものとする。

改正後	改正前
(許可書の交付) 第4条 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第5条第1項、法第6条第2項もしくは第3項または条例第3条第2項もしくは第3項（条例第8条第2項本文において準用する場合を含む。）の申請書を提出して許可された者に対しては、許可書を交付するものとする。ただし、前条第5項の規定により申請書を提出しなかった者については、この限りでない。 第5条～第6条 《現行どおり》 (使用料の還付) 第7条 《現行どおり》 2 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書に第4条の許可書を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、プール予約システムにより<u>手続</u>を行う場合は、この限りでない。 (使用料の減免) 第8条 《現行どおり》 2 使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書に市長が必要と認める書類を添えて、許可の申請の際市長に提出しなければならない。ただし、プール予約システムにより<u>手続</u>を行う場合、または、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。 第9条～第10条 《現行どおり》 (保管した工作物等を売却する場合の<u>手続</u>) 第11条 《現行どおり》 第12～第14条 《現行どおり》 別表第1～別表第3 《現行どおり》 別記様式第1号～別記様式第19号 《現行どおり》	(許可書の交付) 第4条 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第5条第1項、法第6条第2項もしくは第3項または条例第3条第2項もしくは第3項（条例第8条第2項本文において準用する場合を含む。）の申請書を提出して許可された者に対しては、許可書を交付するものとする。ただし、前条第2項の規定により申請書を提出しなかった者については、この限りでない。 第5条～第6条 《省略》 (使用料の還付) 第7条 《省略》 2 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書に第4条の許可書を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、プール予約システムにより<u>手続き</u>を行う場合は、この限りでない。 (使用料の減免) 第8条 《省略》 2 使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書に市長が必要と認める書類を添えて、許可の申請の際市長に提出しなければならない。ただし、プール予約システムにより<u>手続き</u>を行う場合、または、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。 第9条～第10条 《省略》 (保管した工作物等を売却場合の<u>手続き</u>) 第11条 《省略》 第12～第14条 《省略》 別表第1～別表第3 《省略》 別記様式第1号～別記様式第19号 《省略》

付 則

(施行期日)

- この規則は、令和8年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の草津市都市公園条例施行規則の規定は、次の各号に掲げる施設に応じ、当該各号に掲げる日以降の使用に係る手続について適用し、同日前の使用に係る手続については、なお従前の例による。
 - テニスコート 令和8年7月1日
 - 草津グリーンスタジアムおよびくさつシティアリーナ 令和8年9月1日

(令和8年3月30日揭示済み)

草津市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 2 7 号

草津市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 草津市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（昭和 6 2 年草津市規則第 8 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 3 条 《現行どおり》 （変則勤務手当の支給対象となる施設） 第 4 条 条例別表第 1 2 項に規定する規則で定める施設は、男女共同参画センター、人権センター、 <u>アーバンデザインセンターびわこ・くさつ</u> 、草津市立の保育所、草津市立の認定こども園、草津宿街道交流館、史跡草津宿本陣、図書館および南草津図書館とする。 第 5 条～第 8 条 《現行どおり》	第 1 条～第 3 条 《省略》 （変則勤務手当の支給対象となる施設） 第 4 条 条例別表第 1 2 項に規定する規則で定める施設は、男女共同参画センター、人権センター、草津市立の保育所、草津市立の認定こども園、草津宿街道交流館、史跡草津宿本陣、図書館および南草津図書館とする。 第 5 条～第 8 条 《省略》

第 2 条 草津市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 3 条 《現行どおり》 （変則勤務手当の支給対象となる施設） 第 4 条 条例別表第 1 2 項に規定する規則で定める施設は、男女共同参画センター、人権センター、 <u>アーバンデザインセンターみなくさ</u> 、草津市立の保育所、草津市立の認定こども園、草津宿街道交流館、史跡草津宿本陣、図書館および南草津図書館とする。 第 5 条～第 8 条 《現行どおり》	第 1 条～第 3 条 《省略》 （変則勤務手当の支給対象となる施設） 第 4 条 条例別表第 1 2 項に規定する規則で定める施設は、男女共同参画センター、人権センター、 <u>アーバンデザインセンターびわこ・くさつ</u> 、草津市立の保育所、草津市立の認定こども園、草津宿街道交流館、史跡草津宿本陣、図書館および南草津図書館とする。 第 5 条～第 8 条 《省略》

第 3 条 草津市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 3 条 《現行どおり》 （変則勤務手当の支給対象となる施設） 第 4 条 条例別表第 1 2 項に規定する規則で定める施設は、男女共同参画センター、人権センター、草津市立の保育所、草津市立の認定こども園、草津宿街道交流館、史跡草津宿本陣、図書館および南草津図書館とする。	第 1 条～第 3 条 《省略》 （変則勤務手当の支給対象となる施設） 第 4 条 条例別表第 1 2 項に規定する規則で定める施設は、男女共同参画センター、人権センター、 <u>アーバンデザインセンターみなくさ</u> 、草津市立の保育所、草津市立の認定こども園、草津宿街道交流館、史跡草津宿本陣、図書館および南草津図書館とする。

改正後	改正前
第5条～第8条 《現行どおり》	館とする。 第5条～第8条 《省略》

付 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規則の規定は、公布の日において在職している職員について当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第1条の規定による改正後の草津市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（以下「特殊勤務手当規則」という。） 平成29年4月1日
 - (2) 第2条の規定による改正後の特殊勤務手当規則 令和7年9月11日

(令和8年3月30日揭示済み)

草津市消防団の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第28号

草津市消防団の組織に関する規則の一部を改正する規則

草津市消防団の組織に関する規則（昭和41年草津市規則第1号）の一部を次の表のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄および改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第2項および第23条第2項、<u>草津市消防団の設置、名称および区域に関する条例（昭和40年草津市条例第46号）第4条</u>ならびに<u>草津市消防団条例（昭和38年草津市条例第16号。以下「消防団条例」という。）第10条および第17条</u>の規定に基づき、草津市消防団（以下「消防団」という。）の組織および草津市消防団員（以下「消防団員」という。）の階級そ	(目的) 第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第2項の規定に基づき、草津市消防団の組織について必要な事項を定めるものとする。

改正後	改正前
の他消防団の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。 (組織) <u>第2条</u> 消防団は、消防団本部（以下「団本部」という。）および分団をもって組織し、その名称および区域は、別表第1のとおりとする。 2 方面隊は、分団をもって組織する。 3 分団に班を置く。 4 機能別団員の所属および区域は、別表第2のとおりとする。 (階級および役職) <u>第3条</u> 消防団の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長および団員とし、階級ごとの役職および配置人数は、別表第3のとおりとする。 (職務) <u>第4条</u> 団長は、消防団の事務を統轄し、消防団員を指揮監督して、法令、条例および規則の定める職務を遂行し市長に対してその責を負う。 2 団長は、消防団員の中から、副団長、分団長、副分団長、部長および班長を任免する。 3 副団長は、団長を補佐し、団長の命を受けて団本部および方面隊を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。 4 分団長は、上司の命を受けて所属する分団の事務を統轄し、所属の消防団員を指揮監督する。 5 副分団長、部長および班長は、分団長を補佐し、分団長の命を受けて分団または班を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。 6 団員（機能別団員を除く。）は、上司の命を受けて、法令、条例および規則の定める職務を遂行する。 7 外国人支援団員は、団本部の命を受けて次の職務を遂行する。 (1) 避難時における情報伝達支援による安全な避難誘導 (2) 外国人被災者への通訳または翻訳の支援 (3) 外国人への災害に対する啓発 (4) その他市長が特に必要と認める職務 8 災害時支援団員は、上司の命を受けて次の職務を遂行する。 (1) 災害時の避難支援および避難所の運営 (2) 災害時の基本団員の補助 (3) 前2号を想定した訓練の実施	《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》

改正後	改正前
(4) その他市長が特に必要と認める職務 《改正前を削る》 《改正前を削る》 (職務の代行) <u>第5条</u> 団長に事故あるときは団長の定める順序に従い副団長が、団長および副団長とともに事故あるときは団長の定める順序に従い、分団長または副分団長が団長の職務を行う。ただし、この場合団長が死亡、罷免、退職または心身の故障によってその職務を行うことのできない場合を除いては、分団長、副分団長、部長および班長の<u>任免</u>を行うことはできない。 <u>2</u> 分団長に事故あるときは副分団長が、分団長および副分団長とともに事故あるときは分団長の定める順序に従い、部長または班長が分団長の職務を行う。 (任期) <u>第6条</u> 《現行どおり》 <u>2</u> 《現行どおり》	(役員) <u>第2条</u> 消防団に団本部および分団を置く。 <u>2</u> 消防団に次の役員を置く。 団長 1人 副団長 3人 分団長 9人 副分団長 9人 部長 9人 班長 34人 <u>3</u> 団長は団の事務を統轄し、団員を指揮して法令、条例および規則の定める職務を遂行し市長に対してその責に任ずる。 <u>4</u> 副団長、分団長、副分団長、部長および班長等の役員は、団員の中から団長がこれを命免する。 (消防団員の種類) <u>第3条</u> 消防団員は、基本消防団員および機能別消防団員とする。 <u>2</u> 基本消防団員は、機能別消防団員以外のすべての消防団員とする。 <u>3</u> 機能別消防団員の職務は、次のとおりとする。 (1) 避難時における情報伝達支援による安全な避難誘導 (2) 災害（水火災または地震等の災害をいう。以下同じ。）時の外国人被災者への通訳・翻訳支援 (3) 外国人への災害に対する啓発 (4) その他市長が特に必要と認める職務 (職務の代行) <u>第4条</u> 団長が事故あるときは団長の定める順序に従い副団長が、団長および副団長とともに事故あるときは団長の定める順序に従い、分団長または副分団長が団長の職務を行う。ただし、この場合団長が死亡、罷免、退職または心身の故障によってその職務を行うことのできない場合を除いては、分団長、副分団長、部長および班長の<u>命免</u>を行うことはできない。 《改正後に新設》 (役員の任期) <u>第5条</u> 《省略》 <u>2</u> 《省略》

改正後	改正前
《改正前を削る》 (宣誓) 第 7 条 <u>消防団条例第 4 条により任命された消防団員は、宣誓書（別記様式第 1 号）に署名しなければならない。</u> (災害出場) 第 8 条 消防車が災害現場に<u>出動する</u>ときは、<u>交通法規および消防法（昭和 23 年法律第 186 号）の規定に従うとともに</u>正当な交通を維持するため、サイレンを用いるものとする。ただし、引揚の場合の警戒信号は鐘または警笛のみに限られるものとする。 第 9 条 《現行どおり》 (1)～(2) 《現行どおり》 (3) <u>消防団員</u>および消防職員以外は、消防車に乗車させてはならない。 (4)～(5) 《現行どおり》 第 10 条 《現行どおり》 (消火および水防等の活動) 第 11 条 災害現場に到着した消防団は、設備機械器具および資材を最高度に活用して生命、身体および財産の救護に<u>当たり</u>、損害を最小限度に止めて<u>火災および風水害の防御ならびに鎮圧に努めなければならない。</u> 第 12 条 《現行どおり》 (1) <u>団長</u>の指揮の下に行動しなければならない。 (2)～(4) 《現行どおり》 第 13 条 《現行どおり》 第 14 条 《現行どおり》 (1)～(2) 《現行どおり》 (3) 事件は慎重に取扱うと<u>ともに</u>公表は差控えなければならない。	(分団の名称および区域) <u>第 6 条</u> 分団の名称および区域については、別表の定めるところによる。 (宣誓) 第 7 条 <u>団員は任命後、次の宣誓書に署名しなければならない。</u> <u>宣誓書</u> <u>私は忠実に日本国憲法および法律を擁護し、法令、条例および規則を遵守し、不公平ならびに偏見を避け、何人をも恐れず良心に従って忠実に消防の義務を遂行することを誓います。</u> 年 月 日 草津市消防団 氏名 (災害出場) 第 8 条 消防車が災害現場に<u>赴く</u>ときは、<u>交通法規の定める走行料</u>に従うとともに正当な交通を維持するため、サイレンを用いるものとする。ただし、引揚の場合の警戒信号は鐘または警笛のみに限られるものとする。 第 9 条 《省略》 (1)～(2) 《省略》 (3) <u>団員</u>および消防職員以外は、消防車に乗車させてはならない。 (4)～(5) 《省略》 第 10 条 《省略》 (消火および水防等の活動) 第 11 条 災害現場に到着した消防団は、設備機械器具および資材を最高度に活用して生命、身体および財産の救護に<u>当り</u>、損害を最小限度に止めて<u>水火災の防ぎよおよび鎮圧に努めなければならない。</u> 第 12 条 《省略》 (1) <u>消防団長</u>の指揮の下に行動しなければならない。 (2)～(4) 《省略》 第 13 条 《省略》 第 14 条 《省略》 (1)～(2) 《省略》 (3) 事件は慎重に取扱うと<u>共に</u>公表は差控えなければならない。

改正後	改正前
(文書簿冊) 第15条 《現行どおり》 (1)～(7) 《現行どおり》 《改正前を削る》 <u>(8)～(11)</u> 《現行どおり》 (教養および訓練) 第16条 団長は、<u>消防団員の教養の向上</u>および<u>実地</u>に役立つ技能の練磨に努め、定期的に訓練を行わなければならない。 (表彰) 第17条 市長は、消防団または<u>消防団員</u>がその任務遂行にあたって功労特に抜群である場合は、これを表彰することができる。 2 前項の場合、<u>消防団員(団長を除く。)</u>については、団長が表彰を行うことができる。 第18条～第20条 《現行どおり》 (訓練礼式および服制) 第21条 消防団員の<u>訓練礼式は、消防訓練礼式の基準(昭和40年消防庁告示第1号)によるものとする。</u> <u>2</u> 消防団員の服制は、消防団員服制基準(昭和25年国家公安委員会告示第1号)によるものとする。ただし、機能別団員についてはこの限りではない。 (消防団条例第10条による休団手続) <u>第22条</u> 消防団条例第7条第1項の規定により休団または休団の延長について団長の承認を受けようとする者は、団長に休団願兼休団延長願(別記様式第2号)を提出しなければならない。 2 団長は、休団願が提出されたときは、その内容を審査し、休団承認・不承認通知書(別記様式第3号)を交付するものとする。 3 休団中の消防団員が復帰(以下「復団」という。)をしようとする場合は、団長に復団願(別記様式第4号)を提出し、その承認を受けなければならない。 4 団長は、復団願が提出されたときは、その内容を審査し、復団承認通知書(別記様式第5号)を交付するものとする。 (災害時支援団員への異動) <u>第23条</u> 基本団員が災害時支援団員への異動を希望する場合は、消防団条例第6条の規定により団長の許可を受けて退職した後に災害時支援団員として入団しなければならない。この場合において	(文書簿冊) 第15条 《省略》 (1)～(7) 《省略》 <u>(8)</u> 手当受払簿 <u>(9)～(12)</u> 《省略》 (教養および訓練) 第16条 団長は、<u>団員の品位の陶冶</u>および<u>実施</u>に役立つ技能の練磨に努め、定期的に<u>之が</u>訓練を行わなければならない。 (表彰) 第17条 市長は、消防団または<u>団員</u>がその任務遂行にあたって功労特に抜群である場合は、これを表彰することができる。 2 前項の場合<u>団員</u>については、団長が表彰を行うことができる。 第18条～第20条 《省略》 (訓練礼式および服制) 第21条 消防団員の<u>訓練、礼式および服制については、消防庁の定める基準による。ただし、機能別消防団員についてはこの限りではない。</u> 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》

改正後

退職を願い出るに当たっては、災害時支援団員への入団希望がある旨を併せて文書をもって願い出なければならない。

2 団長は、前項の願い出があった場合は、消防団および分団の運営および人員体制への影響等を総合的に考慮し、退職を許可しないことができる。

第24条 《現行どおり》

別表第1（第2条第1項関係）

消防団の組織の名称および区域表

名称		区域
《現行どおり》		《現行どおり》
<u>第1方面隊</u>	《現行どおり》	《現行どおり》
	《現行どおり》	《現行どおり》
	《現行どおり》	《現行どおり》
	<u>第8分団</u>	<u>玉川学区および南笠東学区一円</u>
<u>第2方面隊</u>	《現行どおり》	《現行どおり》
	《現行どおり》	《現行どおり》
	《現行どおり》	《現行どおり》
	《現行どおり》	《現行どおり》
	《改正前を削る》	《改正前を削る》
《現行どおり》		《現行どおり》

別表第2（第2条第4項関係）

機能別団員の所属および区域表

名称	所属	区域
外国人支援団員	団本部	市内全域
災害時支援団員	自らの居住地を管轄する分団	所属する分団の区域

別表第3（第3条関係）

種類	階級	役職	配置人数
基本団員	団長	消防団長	1人
	副団長	本部副団長	1人
	副団長	方面隊長	2人
	分団長	分団長	9人
	副分団長	副分団長	9人
	部長	部長	9人
	班長	班長	34人
	団員	団員	定数の範囲内
機能	外国人支援	団員	外国人支援
			定数の範囲内

改正前

第22条 《省略》

別表（第6条関係）

消防団および分団の名称および区域表

名称		区域
《省略》		《省略》
《改正後に新設》	《省略》	《省略》
	《省略》	《省略》
	《省略》	《省略》
	《改正後に新設》	《改正後に新設》
《改正後に新設》	《省略》	《省略》
	《省略》	《省略》
	《省略》	《省略》
	《省略》	《省略》
	<u>第8分団</u>	<u>玉川学区および南笠東学区一円</u>
《省略》		《省略》

《改正後に新設》

《改正後に新設》

改正後					改正前
別団員	援団員		団員	団内	
	災害時支援団員	団員	災害時支援団員	定数の範囲内	
<u>別記様式第1号（第7条関係）</u> （別添1のとおり）					《改正後に新設》
<u>別記様式第2号（第22条第1項関係）</u> （別添2のとおり）					《改正後に新設》
<u>別記様式第3号（第22条第2項関係）</u> （別添3のとおり）					《改正後に新設》
<u>別記様式第4号（第22条第3項関係）</u> （別添4のとおり）					《改正後に新設》
<u>別記様式第5号（第22条第4項関係）</u> （別添5のとおり）					《改正後に新設》

- 付 則
（施行期日）
- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
（草津市消防団員の服制に関する規則）
 - 草津市消防団員の服制に関する規則(昭和43年草津市規則第21号)は、廃止する。

別添1
別記
様式第1号（第7条関係）

宣 誓 書

私は忠実に日本国憲法および法律を擁護し、法令、条例および規則を遵守し、不公平ならびに偏見を避け、何人をも恐れず良心に従って忠実に消防の義務を遂行することを誓います。

年 月 日

草津市消防団

氏名

別添2
様式第2号（第22条第1項関係）

休団願兼休団延長願

年 月 日

草津市消防団長 宛

所 属 _____
氏 名 _____

下記の事由により、休団（延長）したいので願ひ出ます。

記

1 休団（延長）期間 _____年 _____月 _____日から _____年 _____月 _____日まで

2 適 用 （ 転勤・育児・介護・その他 ） いずれかに○印

3 事 由 _____

上記の者の休団について、その内容を確認しました。

草津市消防団 所 属 _____

分団長 _____（署名）

別添 3

様式第 3 号（第 2 2 条第 2 項関係）

休団承認・不承認通知書

年 月 日

様

草津市消防団長

年 月 日に願ひ出のあった休団（延長）について、下記のとおり承認（不承認と）します。

記

1 休団（延長）期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 適 用 （ 転勤・育児・介護・その他 ） いずれかに○印

3 事 由（※不承認の場合にのみ記載）

別添 4

様式第 4 号（第 2 2 条第 3 項関係）

復団願

年 月 日

草津市消防団長 宛

所 属

氏 名

年 月 日から消防団の活動に復帰したいので願ひ出ます。

上記の者の休団について、その内容を確認しました。

草津市消防団 所属

分団長 (署名)

別添 5

様式第 5 号（第 2 2 条第 4 項関係）

復団承認通知書

年 月 日

宛

草津市消防団長

年 月 日に願ひ出のあった復団願について、下記のとおり承認します。

記

復団日 年 月 日

(令和 8 年 3 月 3 1 日揭示済み)

草津市消防団員の分限および懲戒の処分の手続に関する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

草津市長

橋 川

渉

草津市規則第 2 9 号

草津市消防団員の分限および懲戒の手続に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、草津市消防団条例（昭和 3 8 年草津市条例第 1 6 号。以下「条例」という。）

第 1 0 条の規定に基づき、草津市消防団員（以下「団員」という。）の分限および懲戒の手続に必要な事項を定めるものとする。

(分限および懲戒の手続)

第 2 条 任命権者は、条例第 8 条第 1 項第 2 号の規定に該当するものとして団員を降任し、または免職する場合においては、医師を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

第 3 条 草津市消防団長（以下「団長」という。）は、団員に対し、条例第 8 条第 1 項の規定による降任もしくは免職の処分または条例第 9 条第 1 項の規定による戒告、停職もしくは免職の処分を行おうとするときは、市長が別に定める草津市消防団員分限懲戒審査委員会に諮問しなければならない。

2 市長は、団長に対し、条例第 8 条第 1 項の規定による降任もしくは免職の処分または、条例第 9 条第 1 項の規定による戒告、停職もしくは免職の処分を行おうとするときは、市長が別に定める草津市消防団長分限懲戒審査委員会に意見を求めることができる。

第 4 条 前条の処分は、処分の内容を記載した書面を当該団員に交付して行わなければならない。

(報告)

第 5 条 団長は、前条の書面を団員に交付した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(委任)

第 6 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(令和8年3月31日揭示済み)

草津市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第30号

草津市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

草津市学校給食費徴収規則（令和3年草津市規則第72号）の一部を次の表のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分と順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄および改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第1条 《現行どおり》 （学校給食費の額および徴収月） 第2条 1月当たりの学校給食費の額は、次に定めるところによる。 （1）小学生 <u>5,200円</u> （2）中学生 <u>6,100円</u> 2～4 《現行どおり》 第3条～第6条 《現行どおり》 付 則 1～2 《現行どおり》 （特例措置） 3 《現行どおり》 <u>4</u> 第2条第1項第1号の規定にかかわらず、令和8年4月1日から当分の間、小学生にかかる1月当たりの学校給食費の額は、0円とする。この場合において、第2条から第5条までの規定は、適用しない。 <u>5</u> 前項の規定は、生活保護法（昭和22年法律第144号）第13条第3号の教育扶助を受けている保護者については、適用しない。 <u>6</u> 《現行どおり》	第1条 《省略》 （学校給食費の額および徴収月） 第2条 1月当たりの学校給食費の額は、次に定めるところによる。 （1）小学生 <u>4,500円</u> （2）中学生 <u>5,300円</u> 2～4 《省略》 第3条～第6条 《省略》 付 則 1～2 《省略》 （特例措置） 3 《省略》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 <u>4</u> 《省略》

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行し、改正後の草津市学校給食費徴収規則の規定は、令和8年4月1日以後に発生する学校給食費に適用し、同日前に発生した学校給食費については、なお従前の例による。

(令和 8 年 3 月 3 1 日 掲 示 済 み)

草津市特定乳児等通園支援事業者の確認手続等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

津市規則第 3 1 号

草津市特定乳児等通園支援事業者の確認手続等に関する規則の一部を改正する規則

草津市特定乳児等通園支援事業者の確認手続等に関する規則（令和 8 年草津市規則第 1 8 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(趣旨) 第 1 条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 5 4 条の 2 第 1 項の特定乳児等通園支援事業者の確認の手続等に関し、法、子ども・子育て支援法施行令（平成 2 6 年政令第 2 1 3 号）、子ども・子育て支援法施行規則（平成 2 6 年内閣府令第 4 4 号）および<u>草津市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和 8 年草津市条例第 8 号）</u>に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 第 2 条～第 7 条 《現行どおり》 別記様式第 1 号～別記様式第 6 号 《現行どおり》	(趣旨) 第 1 条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 5 4 条の 2 第 1 項の特定乳児等通園支援事業者の確認の手続等に関し、法、子ども・子育て支援法施行令（平成 2 6 年政令第 2 1 3 号）、子ども・子育て支援法施行規則（平成 2 6 年内閣府令第 4 4 号）および<u>特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 9 5 号）</u>に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 第 2 条～第 7 条 《省略》 別記様式第 1 号～別記様式第 6 号 《省略》

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 8 年 3 月 3 1 日 掲 示 済 み)

草津市消費生活センターの組織および運営等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第32号

草津市消費生活センターの組織および運営等に関する規則の一部を改正する規則

草津市消費生活センターの組織および運営等に関する規則（平成28年草津市規則第46号）の一部を次の表のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄および改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第1条～第3条 《現行どおり》 （消費生活センターの職員および職務） 第4条 《現行どおり》 （1）～（4） 《現行どおり》 2 消費生活センター所長は、<u>上司の命を受けて、消費生活センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u> <u>3</u> 第1項に規定する相談員およびその他の職員は、上司の命を受け、消費生活センターの事務を処理する。 <u>4</u> 主任消費生活相談員は、高度な専門的知識および5年以上の消費生活相談員経験を有し、常に公正な立場で消費生活相談に応じ、市民等に対して適切な助言等を行うとともに、消費生活相談員を<u>助言指導</u>する。 <u>5</u> 《現行どおり》 （専決事項） <u>第5条</u> 所長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。 （1）消費生活センターに関すること。 （2）草津市事務決裁規程（昭和59年草津市訓令第13号）別表第1号および第3号の課長の専決事項 2 前項各号に掲げる事務であっても、重要もしくは異例または先例になると認められる事項については、上司の決裁を受けなければならない。 <u>第6条～第7条</u> 《現行どおり》	第1条～第3条 《省略》 （消費生活センターの職員および職務） 第4条 《省略》 （1）～（4） 《省略》 2 消費生活センター所長は、<u>まちづくり協働部生活安心課長をもって充てる。</u> 《改正後に新設》 <u>3</u> 主任消費生活相談員は、高度な専門的知識および5年以上の消費生活相談員経験を有し、常に公正な立場で消費生活相談に応じ、市民等に対して適切な助言等を行うとともに、消費生活相談員を<u>指揮監督</u>する。 <u>4</u> 《省略》 《改正後に新設》 <u>第5条～第6条</u> 《省略》

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（令和8年3月31日揭示済み）

草津市子育て短期支援事業の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 3 3 号

草津市子育て短期支援事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

草津市子育て短期支援事業の実施に関する規則（平成 2 3 年草津市規則第 1 9 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 1 2 条 《現行どおり》 （実績報告） 第 1 3 条 実施施設等は、第 8 条による依頼に基づ く事業の実績があった場合は、市長に対して、 <u>子 育て短期支援事業実施報告書（別記様式第 5 号）</u> を提出するものとする。 第 1 4 条～第 1 5 条 《現行どおり》 別表 《現行どおり》 別記様式第 1 号～別記様式第 4 号 《現行どおり》 別記様式第 5 号（第 1 3 条関係） （別添 1－1 のとおり）	第 1 条～第 1 2 条 《省略》 （実績報告） 第 1 3 条 実施施設等は、第 8 条による依頼に基づ く事業の実績があった場合は、市長に対して、 <u>草 津市子育て短期支援事業実績報告書（別記様式第 5 号）</u> を提出するものとする。 第 1 4 条～第 1 5 条 《省略》 別表 《省略》 別記様式第 1 号～別記様式第 4 号 《省略》 別記様式第 5 号（第 1 3 条関係） （別添 1－2 のとおり）

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別添 1－1

様式第 5 号（第 1 3 条関係）

子育て短期支援事業実施報告書

年 月 日

草津市長 宛

実施施設等

（住所）

（氏名）

次のとおり、子育て短期支援事業を実施したので報告します。

利用事業区分	☐ 短期入所生活援助（ショートステイ）事業 ☐ 夜間養護等（トワイライトステイ）事業			
利用児童等	（ふりがな）	（ ）	（ ）	（ ）
	氏 名			
	生年月日 （年 齢）	年 月 日 （ 歳）	年 月 日 （ 歳）	年 月 日 （ 歳）
	性 別	男・女	男・女	男・女
	住 所			
実施期間	年 月 日 時 ～ 年 月 日 時 （ 日間）			
保護者氏名				
利用時の児童の様子				
送迎実施日				
備考				

別添 1－2

様式第 5 号（第 1 3 条関係）

草津市子育て短期支援事業実績報告書

年 月 日

草津市長

宛

実施施設等

所在地（住所）

名 称（氏名）

代表者

下記のとおり、子育て短期支援事業を実施したので、草津市子育て短期支援事業の実施に関する規則第 1 3 条の規定により報告します。

利用する事業 （いずれかの印）	☐ 短期入所生活援助（ショートステイ）事業 ☐ 夜間養護等（トワイライトステイ）事業		
ふりがな 児童の氏名			
生年月日	年 月 日（満 歳）	性別	男・女
児童の住所			
実施期間	年 月 日 時 ～ 年 月 日 時		
保護者氏名			
別途徴収した経費			
退所時の児童の状況			
備考			

(令和8年3月31日揭示済み)

草津市税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第34号

草津市税規則の一部を改正する規則

草津市税規則（平成3年草津市規則第11号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第22条 《現行どおり》 （督促状） 第23条 法第329条第1項、<u>第335条</u>、第371条第1項、<u>第458条第1項</u>、第485条第1項、第539条第1項、<u>第701条の16第1項</u>および第726条第1項に規定する督促状は、別記様式第43号によるものとする。ただし、法第329条第1項中法人市民税に係る督促状については別記様式第44号、特別徴収義務者に係る督促状については別記様式第45号、法第611条第1項に規定する督促状については別記様式第46号によるものとする。 第24条～第28条の2 《現行どおり》 （税務関係諸証明の様式） 第29条 税務関係諸証明の様式は、次に掲げるとおりとする。 （1）～（7） 《現行どおり》 （8） 軽自動車税納税証明書（別記様式第53号の8） （9）～（10） 《現行どおり》 第30条～第47条の6 《現行どおり》 （軽自動車税の納税通知書） 第48条 <u>法第451条第2項</u>の規定により納税者に交付する納税通知書は、別記様式第71号によるものとし、納付書は、別記様式第3号その3によるものとする。ただし、納付書を納税通知書と合わせて交付する場合は、納付書は、納税通知書を兼ねることができる。	第1条～第22条 《省略》 （督促状） 第23条 法第329条第1項、<u>第334条</u>、第371条第1項、<u>第457条第1項</u>、第485条第1項、第539条第1項、<u>第570条第1項</u>および第726条第1項に規定する督促状は、別記様式第43号によるものとする。ただし、法第329条第1項中法人市民税に係る督促状については別記様式第44号、特別徴収義務者に係る督促状については別記様式第45号、法第611条第1項に規定する督促状については別記様式第46号によるものとする。 第24条～第28条の2 《省略》 （税務関係諸証明の様式） 第29条 税務関係諸証明の様式は、次に掲げるとおりとする。 （1）～（7） 《省略》 （8） 軽自動車税（<u>種別割</u>）納税証明書（別記様式第53号の8） （9）～（10） 《省略》 第30条～第47条の6 《省略》 （軽自動車税（<u>種別割</u>）の納税通知書） 第48条 <u>法第446条第2項</u>の規定により納税者に交付する納税通知書は、別記様式第71号によるものとし、納付書は、別記様式第3号その3によるものとする。ただし、納付書を納税通知書と合わせて交付する場合は、納付書は、納税通知書を兼ねることができる。

改正後	改正前
第 4 9 条 《現行どおり》 (原動機付自転車および小型特殊自動車の標識のひな型) 第 5 0 条 《現行どおり》 2 <u>条例第 8 0 条の 3</u> の適用を受ける原動機付自転車または小型特殊自動車を車体試験のために一時的に使用する場合において、当該販売業者に交付する標識のひな型は、別記様式第 7 6 号によるものとする。 第 5 1 条 《現行どおり》 (軽自動車税の減免等) 第 5 2 条 条例第 8 9 条第 1 項の規定による軽自動車税の減免は、次に掲げるものについて免除する。 (1)～(4) 《現行どおり》 2 前項の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、別記様式第 7 8 号により申請しなければならない。 第 5 3 条～第 5 9 条 《現行どおり》 別記様式第 1 号～別記様式第 3 号その 2 《現行どおり》 別記様式第 3 号その 3 (第 3 条、第 4 8 条関係) (別添 1－1 のとおり) 別記様式第 4 号その 1～別記様式第 4 2 号 《現行どおり》 別記様式第 4 3 号 (第 2 3 条関係) (別添 2－1 のとおり) 別記様式第 4 4 号～別記様式第 4 5 号 《現行どおり》 別記様式第 4 6 号 (第 2 3 条関係) (別添 3－1 のとおり) 別記様式第 4 7 号～別記様式第 5 3 号の 2 その 1 《現行どおり》 別記様式第 5 3 号の 2 その 2 (第 2 9 条第 2 号関係) (別添 4－1 のとおり) 別記様式第 5 3 号の 3～別記様式第 5 3 号の 7 《現行どおり》 別記様式第 5 3 号の 8 その 1 (第 2 9 条第 8 号関係) (別添 5－1 のとおり) 別記様式第 5 3 号の 8 その 2 (第 2 9 条第 8 号関係) (別添 6－1 のとおり)	第 4 9 条 《省略》 (原動機付自転車および小型特殊自動車の標識のひな型) 第 5 0 条 《省略》 2 <u>条例第 8 1 条第 1 号</u> の適用を受ける原動機付自転車または小型特殊自動車を車体試験のために一時的に使用する場合において、当該販売業者に交付する標識のひな型は、別記様式第 7 6 号によるものとする。 第 5 1 条 《省略》 (軽自動車税 <u>(種別割)</u> の減免等) 第 5 2 条 条例第 8 9 条第 1 項の規定による軽自動車税 <u>(種別割)</u> の減免は、次に掲げるものについて免除する。 (1)～(4) 《省略》 2 前項の規定により軽自動車税 <u>(種別割)</u> の減免を受けようとする者は、別記様式第 7 8 号により申請しなければならない。 第 5 3 条～第 5 9 条 《省略》 別記様式第 1 号～別記様式第 3 号その 2 《省略》 別記様式第 3 号その 3 (第 3 条、第 4 8 条関係) (別添 1－2 のとおり) 別記様式第 4 号その 1～別記様式第 4 2 号 《省略》 別記様式第 4 3 号 (第 2 3 条関係) (別添 2－2 のとおり) 別記様式第 4 4 号～別記様式第 4 5 号 《省略》 別記様式第 4 6 号 (第 2 3 条関係) (別添 3－2 のとおり) 別記様式第 4 7 号～別記様式第 5 3 号の 2 その 1 《省略》 別記様式第 5 3 号の 2 その 2 (第 2 9 条第 2 号関係) (別添 4－2 のとおり) 別記様式第 5 3 号の 3～別記様式第 5 3 号の 7 《省略》 別記様式第 5 3 号の 8 その 1 (第 2 9 条第 8 号関係) (別添 5－2 のとおり) 別記様式第 5 3 号の 8 その 2 (第 2 9 条第 8 号関係) (別添 6－2 のとおり)

改正後	改正前
別記様式第53号の9（第29条第9号関係） （別添7-1のとおり） 別記様式第53号の10～別記様式第70号 《現行どおり》 別記様式第71号（第48条関係） （別添8-1のとおり） 別記様式第72号～別記様式第74号 《現行どおり》 別記様式第75号（第50条第1項関係） （別添9-1のとおり） 別記様式第75号の2～別記様式第77号 《現行どおり》 別記様式第78号（第52条第2項関係） （別添10-1のとおり） 別記様式第78号の2～別記様式第85号 《現行どおり》	別記様式第53号の9（第29条第9号関係） （別添7-2のとおり） 別記様式第53号の10～別記様式第70号 《省略》 別記様式第71号（第48条関係） （別添8-2のとおり） 別記様式第72号～別記様式第74号 《省略》 別記様式第75号（第50条第1項関係） （別添9-2のとおり） 別記様式第75号の2～別記様式第77号 《省略》 別記様式第78号（第52条第2項関係） （別添10-2のとおり） 別記様式第78号の2～別記様式第85号 《省略》

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別記様式第53号の2その2および別記様式第53号の9の改正規定は、令和8年6月1日から施行する。

（様式に関する経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にある改正前の草津市税規則の様式による用紙は、当分の間、所要の改正を加えて、これを使用することができる。

別添 1－1
様式第 3 号その 3（第 3 条、第 4 8 条関係）

27

草津市 税・料金等
納入済 通知書

公

通常払込料金
加入者負担

金額
訂正

加入者名

口座
記号
番号

00190－2－
967554

合計
金額

円

収納機関
番号

納付
番号

確認
番号

納付
区分

指定納期限

種
別

会計
区分

32

CVS取納用

（ご注意）
金額を訂正し
た場合、コンビ
ニエンススト
アでは納付で
きません。

収納代行会社
株式会社 電算システム

【住所等非表示払込書】

（四角印又はハンコに捺印）
取りましの銀行 振替銀行または振替所（振替）

納付者
氏名

通常払込料金
加入者負担

草津市 税・料金等
原付兼払込金受領証

公

加入者
名

草津市 会 計 管 理 者

口座記号番号

00190－2－967554

種 別

調定年度

年度分

通知番号

税（料）額

円

督促手数料

円

延滞金

円

合計金
額

円

指定納期限

納付者氏名

発行

領 取 日 付 印

納入者
氏名

滋賀県草津市 軽自動車税納税通知書兼領収証書 公

口座番号 00190－2－967554
加入者名 草津市 会計 管理者

納付番号	
確認番号	
納付区分	
税額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計金額	円
納期限	

上記のとおり領収しまし
た。
この領収証書は大切に保管して
ください。
本書に領収印のないものは無効
です。

通知書番号		初年度検査年月	
車種		軽課重課区分	
標 識 番 号		Yahoo!JAPAN公金支払いサイトを利用してクレ ジットカードで納付することができます。	

上記の金額を納付してください。

領収日付印

※裏面もご覧ください。お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。
お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。
収納代行会社 株式会社電算システム お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。
(納付者保管/記入印紙不要)

裏面もご覧ください。（金額確認又はコンビニエンスストア）
この受領証は、大切に保管してください。

別添様式 2－1
様式第 4 3 号（第 2 3 条関係）

草津市 納 付 通 知 書

督促状

宛名番号	
納付額	円

調定年度	
賦課年度	
通知書番号	
期（月）別	
税（料）額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計金額	円
指定納期限	

様

右記の金額が未納となっておりますので、指定納期限までに納付してください。
年 月 日

草津市長

すでに納付済みの方は行き違いですのでご了承ください。
納付場所・お知らせ・お問い合わせは裏面に記載しております。

お知らせ

1. 督促手数料 督促状1通につき 円
2. 延 滞 金 地方税法ならびに草津市税条例の規定により計算した金額を本税に加算して納付しなければなりません。
3. 滞 納 処 分 督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに督促税額等を完納されないときは、国税徴収法および地方税法の定めるところにより財産の差押えを受ける対象となります。
4. 審査請求等 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して地方税法および行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えについては、その審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

下の部分を切り離し、納付場所窓口にお出しください。（ゆうちょ銀行又は郵便局で納付される場合は、右端の領収証書は切り取り、左の2枚をお出しください。）

※郵便局でお納めの場合は領収証書に代えて払込金受領証が交付されます。

草津市 納付通知書兼領収証書

27 草津市 税・料金等 公

通常払込料金 加入者負担 金額 訂正

通常払込料金 草津市 税・料金等 公

原符兼払込金受領証

加入者名 草津市会計管理者 口座記号番号 00190—2—967554 合計金額 円

種 別

納入機関番号 納付番号 確認番号 納付区分

指定納期限 種別 会計区分

32

CVS収納用

（ご注意）金額を訂正した場合、コンビニエンスストアでは納付できません。収納代行会社 株式会社 電算システム【住所等非表示払込書】

領 収 日 付 印

（電算システムはコンビニ受取可）※取りまとも銀行※ 振替銀行草津市税徴収店

加入者名 草津市会計管理者 口座記号番号 00190—2—967554

種 別

調定年度 年度分

通知書番号

税(料)額 円

督促手数料 円

延滞金 円

合計金額 円

指定納期限

納付者氏名

発 行 領 収 日 付 印

ゆうちょ銀行・郵便局で納付される方は、左の2票のみをお出しください。

上記の金額を領収しました。

領 収 日 付 印

裏面もご覧下さい。（金融機関又はコンビニ店舗控え）この受領証は、大切に保管してください。

お問い合わせ先は裏面に記載しております。（納付者保管/収入印紙不要）

別添用紙2-2

様式第43号(第23条関係)

草津市 納付通知書

督促状

宛名番号	
納付額	円

様

右記の金額が未納となっておりますので、指定納期限までに納付してください。
年 月 日

草津市長

すでに納付済みの方は行き違いですのでご了承ください。
納付場所・お知らせ・お問い合わせは裏面に記載しております。

調定年度	
賦課年度	
通知書番号	
期(月)別	
税(料)額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計金額	円
指定納期限	

お知らせ

1. 督促手数料 督促状1通につき100円
2. 延滞金 地方税法ならびに草津市税条例の規定により計算した金額を本税に加算して納付しなければなりません。
3. 滞納処分 督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに督促税額等を完納されないときは、国税徴収法および地方税法の定めるところにより財産の差押えを受ける対象となります。
4. 審査請求等 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して地方税法および行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えについては、その審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として(訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。)、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

下の部分を切り離し、納付場所窓口にお出しく下さい。(ゆうちょ銀行又は郵便局で納付される場合は、右端の領収証書を切り取り、左の2枚をお出しく下さい。)

※郵便局でお納めの場合は領収証書に代えて払込金受領証が交付されます。

草津市 納付通知書兼領収証書

27 草津市 税・料金等 公 通常払込料金 加入者負担 金額 訂正

納付済通知書

通常払込料金 草津市 税・料金等 加入者負担 草津市 税・料金等 原簿兼払込金受領証 公

納付者氏名

加入者名	草津市会計管理者	口座記号番号	00190—2—967554	合計金額		円
収納機関番号		納付番号		確認番号		納付区分
指定納期限		種別		会計区分		

加入者名	草津市会計管理者	口座記号番号	00190—2—967554
種別			
調定年度		年度分	
通知書番号			
税(料)額			円
督促手数料			円
延滞金			円
合計金額			円
指定納期限			
納付者氏名			

通知書番号

調定年度 年度分

税(料)額		円
督促手数料		円
延滞金		円
合計金額		円

上記の金額を領収しました。

領収日付印

32

コンビニ収納用

CVS収納用

(ご注意) 金額を訂正した場合、コンビニエンスストアでは納付できません。

収納代行会社 株式会社 電算システム

【住所等非表示払込書】

領収日付印

納付者氏名

切り取らないで、お出しく下さい。

裏面もご覧下さい。(金融機関又はコンビニ店舗控え) この受領証は、大切に保管してください。

お問い合わせ先は裏面に記載しております。(納付者保管/収入印紙不要)

別添様式 3－1
様式第 4 6 号(第 2 3 条関係)

年 月 日

住所(所在地)
氏名(名 称)様

滋賀県草津市長

印

督 促 状
(督促手数料納付額通知書)

次の金額を至急納付してください。

年度			
通 知 書 番 号	税 額	督 促 手 数 料	延 滞 金
	円	円	円
納 期	限 備 考		
年 月 日	月 日 申告分		

1 督促状発行の日から起算して 1 0 日を経過した日までに完納されないときは、財産の差押を受けることになります。

2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、草津市長に対して地方税法および行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えについては、その審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

＊本書と行き違いに納められた場合には、あしからずご了承ください。

別添様式 3－2
様式第 4 6 号(第 2 3 条関係)

年 月 日

住所(所在地)
氏名(名 称)様

滋賀県草津市長

印

督 促 状
(督促手数料納付額通知書)

次の金額を至急納付してください。

年度			
通 知 書 番 号	税 額	督 促 手 数 料	延 滞 金
	円	100円	円
納 期	限 備 考		
年 月 日	月 日 申告分		

1 督促状発行の日から起算して 1 0 日を経過した日までに完納されないときは、財産の差押を受けることになります。

2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、草津市長に対して地方税法および行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えについては、その審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

＊本書と行き違いに納められた場合には、あしからずご了承ください。

別添4－1
様式第53号の2その2(第29条第2号関係)

課税証明書

現住所氏名

生年月日

所得区分	所得金額(円)	所得区分	所得金額(円)	所得控除の内訳	控除額(円)	扶養控除	人数	本人該当	
総所得金額		分離短期譲渡 (特別控除)	()	雑損		同一生計		特別障害	
(給与収入)	()	分離長期譲渡 (特別控除)	()	医療費		配偶者老人		その他障害	
給与所得(所得金額(特別控除))				社会保険料		特定		寡婦	
営業等		上場株式等の 配当等(分離)		小規模共済		(内同居)	()	ひとり親	
農業		株式等譲渡		生命保険料		老人		勤労学生	
不動産				地震保険料		16歳未満		未成年	
				障・寡・ひ・勤		その他			
				配偶者		(内同居)	()		
				配偶者特別		特別			
				扶養		その他			
				特定親族特別		税額控除の内訳		市分控除額(円)	県分控除額(円)
利子		山林		基礎		住宅借入金			
配当		総合退職		所得控除合計		寄附金			
(公的年金等収入)	()	繰越損失額		課税標準額		その他税額控除等			
雑		純繰越損失		総合		配当・譲渡割			
譲渡・一時		雑繰越損失		分離短期		定額減税			
		株式等繰越損失		分離長期		備考			
		先物繰越損失		株式等譲渡等					
		居住用繰越損失		先物取引等					

合計所得金額		市民税 (円)	所得割額		県民税 (円)	所得割額		年税額 (円)	
総所得金額等			所得割減免額			所得割減免額			
			均等割額			均等割額			
			均等割減免額			均等割減免額			

上記のとおり相違ないことを証明します。

滋賀県草津市長

※この証明書は、所得証明書を兼ねています。

※この証明書は、黒色の電子公印を使用しています。

別添4－2
様式第53号の2その2(第29条第2号関係)

課税証明書

現住所氏名

生年月日

所得区分	所得金額(円)	所得区分	所得金額(円)	所得控除の内訳	控除額(円)	扶養控除	人数	本人該当	
総所得金額		分離短期譲渡 (特別控除)	()	雑損		同一生計		特別障害	
(給与収入)	()	分離長期譲渡 (特別控除)	()	医療費		配偶者老人		その他障害	
給与所得(所得金額(特別控除))				社会保険料		特定		寡婦	
営業等		上場株式等の 配当等(分離)		小規模共済		(内同居)	()	ひとり親	
農業		株式等譲渡		生命保険料		老人		勤労学生	
不動産				地震保険料		16歳未満		未成年	
				障・寡・ひ・勤		その他			
				配偶者		(内同居)	()		
				配偶者特別		特別			
				扶養		その他			
利子		山林		基礎		税額控除の内訳		市分控除額(円)	県分控除額(円)
配当		総合退職		所得控除合計		住宅借入金			
(公的年金等収入)	()	繰越損失額		課税標準額		寄附金			
雑		純繰越損失		総合		その他税額控除等			
譲渡・一時		雑繰越損失		分離短期		配当・譲渡割			
		株式等繰越損失		分離長期		定額減税			
		先物繰越損失		株式等譲渡等		備考			
		居住用繰越損失		先物取引等					

合計所得金額		市民税 (円)	所得割額		県民税 (円)	所得割額		年税額 (円)	
総所得金額等			所得割減免額			所得割減免額			
			均等割額			均等割額			
			均等割減免額			均等割減免額			

上記のとおり相違ないことを証明します。

滋賀県草津市長

※この証明書は、所得証明書を兼ねています。

※この証明書は、黒色の電子公印を使用しています。

別添 5－1
様式第53号の8その1(第29条第8号関係)

軽自動車税 納税証明書
(継 続 検 査 用)

納税義務者氏名(名称)	
車 両 番 号	
納 付 年 月 日	
証 明 書 有 効 期 限	
備 考	
(注) 1 継続検査において自動車検査証の返付を受けようとする際に、この証明書を提示して下さい。 2 滞納が天災その他やむを得ない事由によるものである場合には、備考欄にその旨記載されます。 3 賦課期日(4月1日)後に所有者の変更があった場合には、備考欄に変更後の所有者について賦課期日の属する年度においては滞納がない旨記載されます。 4 この証明書の有効期限欄には、この証明書の交付後、最初に到来する納期限の前日が記載されます。	

上記のとおり相違ないことを証明します。

滋賀県草津市長

別添 5－2
様式第53号の8その1(第29条第8号関係)

軽自動車税 (種別割) 納税証明書
(継 続 検 査 用)

納税義務者氏名(名称)	
車 両 番 号	
納 付 年 月 日	
証 明 書 有 効 期 限	
備 考	
(注) 1 継続検査において自動車検査証の返付を受けようとする際に、この証明書を提示して下さい。 2 滞納が天災その他やむを得ない事由によるものである場合には、備考欄にその旨記載されます。 3 賦課期日(4月1日)後に所有者の変更があった場合には、備考欄に変更後の所有者について賦課期日の属する年度においては滞納がない旨記載されます。 4 この証明書の有効期限欄には、この証明書の交付後、最初に到来する納期限の前日が記載されます。	

上記のとおり相違ないことを証明します。

滋賀県草津市長

別添 6－1
様式第53号の8その2(第29条第8号関係)

軽自動車税納税証明書
(継 続 検 査 用)

氏 名	
標識番号	
有効期限	

上記については滞納がないことを証明します。

※お支払いの際は切り離さずにご提出ください。

(注脚)
1. 車検に必要ですから大切に保管してください。
2. 領収日付印がないものまたは標識番号等に*印があるものは、車検用の納税証明書として、使用できません。

領収日付印

お問い合わせ先は裏面に記載しております。

(納付者保管)

別添 6－2
様式第53号の8その2(第29条第8号関係)

軽自動車税 (種別割) 納税証明書
(継 続 検 査 用)

氏 名	
標識番号	
有効期限	

上記については滞納がないことを証明します。

※お支払いの際は切り離さずにご提出ください。

(注脚)
1. 車検に必要ですから大切に保管してください。
2. 領収日付印がないものまたは標識番号等に*印があるものは、車検用の納税証明書として、使用できません。

領収日付印

お問い合わせ先は裏面に記載しております。

(納付者保管)

(裏面)

◆納税証明書について

1. 継続検査において自動車検査証の返付を受けようとする際に、この証明書を提示してください。
2. 軽4輪、2輪の小型自動車(250ccを超える)で、表面の証明欄の有効期限・車両番号が「*」印で消してあるものは、以前の税金が滞納になっているため無効となっていますから至急にお納めください。ただし、車検の必要のない車両については、この証明書は不要のため「*」印の表示がされていますので、ご了承ください。

お 問 い 合 わ せ 先

別添7－1
様式第53号の9(第29条第9号関係)

非課税証明書

現住所

氏名

生年月日

所得区分	所得金額(円)	所得区分	所得金額(円)	所得控除の内訳	控除額(円)	扶養控除	人数	本人該当	
総所得金額		分離短期譲渡 (特別控除)	()	雑損 医療費		同一生計 配偶者・老人		特別障害	
(給与収入) 給与所得(所得金額調整控除後)	()	分離長期譲渡 (特別控除)	()	社会保険料		扶養 (内同居) 老人 16歳未満 その他 (内同居) 特別 その他	()	その他障害	
営業等		上場株式等の 配当等(分離)		小規模共済				寡婦	
農業		株式等譲渡		生命保険料				ひとり親	
不動産		先物取引		地震保険料				勤労学生	
利子		山林		障・寡・ひ・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 特定親族特別 基礎		障害者		未成年	
配当		総合退職		所得控除合計		税額控除の内訳		市分控除額(円)	県分控除額(円)
(公的年金等収入) 雑	()	繰越損失額		課税標準額		住宅借入金 寄附金 その他税額控除等 配当・譲渡割 定額減税			
譲渡・一時		純繰越損失 雑繰越損失 株式等繰越損失 先物繰越損失 居住用繰越損失		総合 分離短期 分離長期 株式等譲渡等 先物取引等		備考			

合計所得金額		市民税 (円)	所得割額		県民税 (円)	所得割額		年税額 (円)	
総所得金額等			所得割減免額			所得割減免額			
			均等割額			均等割額			
			均等割減免額			均等割減免額			

上記のとおり相違ないことを証明します。

滋賀県草津市長

※この証明書は、所得証明書を兼ねています。

※この証明書は、黒色の電子公印を使用しています。

別添7－2
様式第53号の9(第29条第9号関係)

非課税証明書

現住所

氏名

生年月日

所得区分	所得金額(円)	所得区分	所得金額(円)	所得控除の内訳	控除額(円)	扶養控除	人数	本人該当	
総所得金額		分離短期譲渡 (特別控除)	()	雑損 医療費		同一生計 配偶者・老人		特別障害	
(給与収入) 給与所得(所得金額調整控除後)	()	分離長期譲渡 (特別控除)	()	社会保険料		扶養 (内同居) 老人 16歳未満 その他 (内同居) 特別 その他	()	その他障害	
営業等		上場株式等の 配当等(分離)		小規模共済				寡婦	
農業		株式等譲渡		生命保険料				ひとり親	
不動産		先物取引		地震保険料				勤労学生	
利子		山林		障・寡・ひ・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 基礎		障害者		未成年	
配当		総合退職		所得控除合計		税額控除の内訳		市分控除額(円)	県分控除額(円)
(公的年金等収入) 雑	()	繰越損失額		課税標準額		住宅借入金 寄附金 その他税額控除等 配当・譲渡割 定額減税			
譲渡・一時		純繰越損失 雑繰越損失 株式等繰越損失 先物繰越損失 居住用繰越損失		総合 分離短期 分離長期 株式等譲渡等 先物取引等		備考			

合計所得金額		市民税 (円)	所得割額		県民税 (円)	所得割額		年税額 (円)	
総所得金額等			所得割減免額			所得割減免額			
			均等割額			均等割額			
			均等割減免額			均等割減免額			

上記のとおり相違ないことを証明します。

滋賀県草津市長

※この証明書は、所得証明書を兼ねています。

※この証明書は、黒色の電子公印を使用しています。

別添 8－1
様式第71号 (第48条関係)

年度 軽自動車税納税通知書

送付先

年度 軽自動車税明細

納税者氏名

通知書番号	車 種	標 識 番 号	初年度検査年月	軽 課 重 課 区 分	税 額
					円
					円
					円
					円
					円
					円
					円
					円
					円
					円
合 計				台	円

納期限(口座振替日)

口座振替される口座の情報

金融機関名

口座番号

口座名義人

上記の税額を依頼のありました口座から納期限の日に振り替えます。

(お知らせ)
・この通知書では納付できません。
・車検が必要な車両の納税証明書は後日送付いたします。

この通知書についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。
役所 電話

別添 8－2
様式第71号 (第48条関係)

年度 軽自動車税(種別割) 納税通知書

送付先

年度 軽自動車税(種別割) 明細

納税者氏名

通知書番号	車 種	標 識 番 号	初年度検査年月	軽 課 重 課 区 分	税 額
					円
					円
					円
					円
					円
					円
					円
					円
					円
					円
合 計				台	円

納期限(口座振替日)

口座振替される口座の情報

金融機関名

口座番号

口座名義人

上記の税額を依頼のありました口座から納期限の日に振り替えます。

(お知らせ)
・この通知書では納付できません。
・車検が必要な車両の納税証明書は後日送付いたします。

この通知書についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。
役所 電話

別添9-1
様式第75号(第50条第1項関係)



備考

1 標識の地の塗色は、次による。

- | | |
|-----------------------------------|-----|
| (1) 条例第82条第1号イの原動機付自転車 | 白色 |
| (2) 〃 〃 〃 ロ 〃 | 薄黄色 |
| (3) 〃 〃 〃 ハ 〃 | 白色 |
| (4) 〃 〃 〃 ニ 〃 | 薄桃色 |
| (5) 〃 〃 〃 ホ 〃 | 薄青色 |
| (6) 〃 〃 第2号ロの小型特殊自動車 | 薄緑色 |
- のうちその他のもの

2 標識の文字の塗色は、濃紺色とする。

別添9-2
様式第75号(第50条第1項関係)



備考

1 標識の地の塗色は、次による。

- | | |
|-----------------------------------|-----|
| (1) 条例第82条第1号イの原動機付自転車 | 白色 |
| (2) 〃 〃 〃 ロ 〃 | 薄黄色 |
| (3) 〃 〃 〃 ハ 〃 | 薄桃色 |
| (4) 〃 〃 〃 ニ 〃 | 薄青色 |
| (5) 〃 〃 第2号ロの小型特殊自動車 | 薄緑色 |
- のうちその他のもの

2 標識の文字の塗色は、濃紺色とする。

別添10-1
様式第78号(第52条第2項関係)

軽自動車税の減免申請書									
年 度		年 度		税 目		軽自動車税			
通 知 書 番 号		税 額		円		納 期		年 額 分	
減 免 区 分		条例第89条、90条(2)によるもの		減 免 区 分		条例第90条(1)によるもの			
所 有 者		①減免を受ける者(納税義務者)							
住 所		住 所		氏 名		氏 名			
氏 名(名称)		氏 名		生 年 月 日		年 月 日(歳)		生 年 月 日(歳)	
生 年 月 日		年 月 日(歳)		生 年 月 日		年 月 日(歳)		生 年 月 日(歳)	
使 用 者		下 記 の ② と の 関 係							
住 所		②身体障害者手帳等の内容							
氏 名(名称)		住 所		氏 名		氏 名			
生 年 月 日		年 月 日(歳)		生 年 月 日		年 月 日(歳)		生 年 月 日(歳)	
軽自動車(車検証記載事項)		車 両 番 号		番 号		交付年月日		交付年月日	
車 両 番 号		標 識 番 号		主たる定置場		障 害 の 名 称		程 度	
主たる定置場		種 別		③運転者および運転免許証の内容					
種 別		原 動 機 型 式		住 所		住 所			
原 動 機 型 式		総 排 気 量		氏 名		氏 名			
総 排 気 量		定 格 出 力		生 年 月 日		年 月 日(歳)		生 年 月 日(歳)	
定 格 出 力		形 状		上 記 の ② と の 関 係		上 記 の ② と の 関 係			
形 状		用 途		公益利用の場合(条例第89条)					
用 途		番 号		交付年月日		年 月 日		年 月 日	
公益利用の場合(条例第89条)		番 号		交付年月日		年 月 日		年 月 日	
公益利用事由		有 効 期 限		有 効 期 限		年 月 日		年 月 日	
有 効 期 限		種 類 ・ 条 件		構造が身体障害者等の利用に供するものの場合(条例第90条(2))					
種 類 ・ 条 件		軽自動車(車検証記載事項)		車 両 番 号					
構造が身体障害者等の利用に供するものの場合(条例第90条(2))		車 両 番 号		主たる定置場		主たる定置場			
主たる定置場		種 別		使 用 目 的		通 院 ・ 通 学 ・ 生 業			
種 別		使 用 目 的		上記のとおり軽自動車税を減免されたく、別紙証拠書類を添えて申請いたします。					
使 用 目 的		年 月 日		草津市長 様					
年 月 日		住 所		氏 名(名称)					
住 所		氏 名(名称)		個人番号または法人番号(右詰記載)					
氏 名(名称)		連絡先(TEL)		連絡先(TEL)					
連絡先(TEL)		備考 この申請書には必ず、その理由を証する証明書を添付すること。							

別添10-2
様式第78号(第52条第2項関係)

軽自動車税(種別割)の減免申請書									
年 度		年 度		税 目		軽自動車税(種別割)			
通 知 書 番 号		税 額		円		納 期		年 額 分	
減 免 区 分		条例第89条、90条(2)によるもの		減 免 区 分		条例第90条(1)によるもの			
所 有 者		①減免を受ける者(納税義務者)							
住 所		住 所		氏 名		氏 名			
氏 名(名称)		氏 名		生 年 月 日		年 月 日(歳)		生 年 月 日(歳)	
生 年 月 日		年 月 日(歳)		生 年 月 日		年 月 日(歳)		生 年 月 日(歳)	
使 用 者		下 記 の ② と の 関 係							
住 所		②身体障害者手帳等の内容							
氏 名(名称)		住 所		氏 名		氏 名			
生 年 月 日		年 月 日(歳)		生 年 月 日		年 月 日(歳)		生 年 月 日(歳)	
軽自動車(車検証記載事項)		車 両 番 号		番 号		交付年月日		交付年月日	
車 両 番 号		標 識 番 号		主たる定置場		障 害 の 名 称		程 度	
主たる定置場		種 別		③運転者および運転免許証の内容					
種 別		原 動 機 型 式		住 所		住 所			
原 動 機 型 式		総 排 気 量		氏 名		氏 名			
総 排 気 量		定 格 出 力		生 年 月 日		年 月 日(歳)		生 年 月 日(歳)	
定 格 出 力		形 状		上 記 の ② と の 関 係		上 記 の ② と の 関 係			
形 状		用 途		公益利用の場合(条例第89条)					
用 途		番 号		交付年月日		年 月 日		年 月 日	
公益利用の場合(条例第89条)		番 号		交付年月日		年 月 日		年 月 日	
公益利用事由		有 効 期 限		有 効 期 限		年 月 日		年 月 日	
有 効 期 限		種 類 ・ 条 件		構造が身体障害者等の利用に供するものの場合(条例第90条(2))					
種 類 ・ 条 件		軽自動車(車検証記載事項)		車 両 番 号					
構造が身体障害者等の利用に供するものの場合(条例第90条(2))		車 両 番 号		主たる定置場		主たる定置場			
主たる定置場		種 別		使 用 目 的		通 院 ・ 通 学 ・ 生 業			
種 別		使 用 目 的		上記のとおり軽自動車税(種別割)を減免されたく、別紙証拠書類を添えて申請いたします。					
使 用 目 的		年 月 日		草津市長 様					
年 月 日		住 所		氏 名(名称)					
住 所		氏 名(名称)		個人番号または法人番号(右詰記載)					
氏 名(名称)		連絡先(TEL)		連絡先(TEL)					
連絡先(TEL)		備考 この申請書には必ず、その理由を証する証明書を添付すること。							